

水難救護法に基づく漂流物の取得について

水難救護法（明治32年法律第95号）第25条第1項の規程に基づき漂流物を保管している
ので同条の2項の規程により、次のとおり公告しています。漂流物を所有者に引き渡しま
すので、心当たりのある方は北大東村役場経済課までお申し出ください。

① 漂流物

航路用の灯光用浮票ブイのような物

② 数量及び重量

1つ（ 2.1 t）

③ 取得場所

北大東沿岸

④ 取得年月日

令和 6年 6月 18日

⑤ 公告日等

令和 6年 9月 19日

⑥ その他

公告日から6ヶ月以内に当該漂流物に対する引渡の請求がない場合、救難救護法第28
条の規程に基づき、漂流物を処分致します。

⑦ 漂流物の写真

